

# 2月16日(木)～3月15日(木)まで 町県民税・所得税の申告書の提出は

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。  
 この申告は、平成23年中の所得を申告するもので、平成23年分所得税、平成24年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。  
 また、別表のとおり申告相談を地区別に実施します。申告期間中は、大変混雑しますので、地区別日程を参考に早めに申告されますよう、「ご協力を願いします。  
 なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご覧いただき申告をお願いします。

**相談会場** 文化会館 集会室  
**受付時間** 午前9時～11時、午後1時～4時  
 ※期間中の土・日を除く毎日  
 ※記入済の申告書は、税務課及び文化会館で受付します。  
 ※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。



## 所得税の 確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産をお売りになつた方や株式等の資産をお売りになつた方
- 稽渡所得の申告相談は、東京税務署で受けられますようお願いします。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

## 町県民税の 申告が必要な方

- 平成24年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ※支払報告書が提出されてない方（勤務先で提出の有無をご確認ください）
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ※支払報告書が提出され

## 持参するもの

- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構及び各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。
- 還付申告される方は申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

- 給与を2ヶ所以上から受けている方、年末調整をされなかつた方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

- 支払報告書・給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方が居住する市町村に報告する書類
- 給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金特別控除などを受ける方は、還付申告をしよう。
- 事業所得（営業・農業等）の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類を受給されている方は源泉徴収票
- 所得控除に必要な書類（医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書）
- 印かん

- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になつていない方